

所得税、市・県民税の申告が始まります

所得税・復興特別所得税の確定申告

とき 2月15日(月)～3月15日(火) (土・日曜日を除く) 9時～17時 (受付は16時まで)

※2月21日(日)、28日(日)は臨時で開設します。

ところ 刈谷税務署 (刈谷合同庁舎) 問合せ 刈谷税務署 ☎(21)6211

【ご注意ください】

確定申告期間は、会場が大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。還付の申告や相談は、2月12日(金)以前でもできますので、早めに申告してください。確定申告書は1月下旬に税務署から送付されます。ただし、平成26年分の確定申告を次の方法で提出した人には、確定申告書は送付されません。

- ・電子申告(e-Tax)を利用した人
- ・国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを利用した人
- ・税務署の申告会場においてパソコンを利用して提出した人など

申告書の送付

確定申告書は、郵便事情により個々の納税者への到着日が異なる場合があります。申告書が届かない人や新たに申告する人は、刈谷税務署にお問い合わせください。

申告書作成はパソコンを利用します

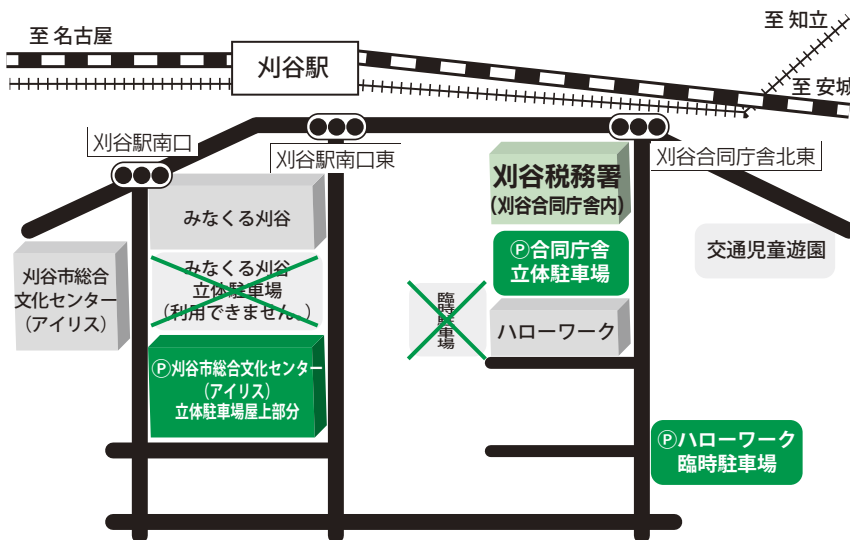
刈谷税務署申告会場では、パソコンを利用した確定申告書の作成補助などを行っています。

一部の確定申告は市役所や市内申告会場でも受け付けます

市では1月28日(木)から公民館などで申告相談を始めます。日程については、9ページの市・県民税の申告相談日程をご覧ください。申告書が届いていない人も申告できますので、申告書以外の必要書類を用意してご来場ください。相談できる申告内容は、給与および年金所得のみの確定申告書Aです。

営業、農業、不動産、利子、土地や株式などの譲渡、住宅ローン控除を含む所得税・復興特別所得税の確定申告、過年度申告、市外在住者の申告、更正の請求や分離・損失申告は、市役所および市内申告会場では受け付けません。刈谷税務署で申告相談を受け付けてください。※郵送での提出や税務課窓口を設置している投かん箱への提出は可能です。

①無料臨時駐車場



駐 車 場	利用可能期間
ハローワーク臨時駐車場	2月1日(月)～3月31日(木)
刈谷市総合文化センター(アイリス)立体駐車場屋上部分	2月16日(火)～3月15日(火)の月～金曜日 ※2月21日(日)、28日(日)は利用できません。また、催事などで利用できない場合があります。駐車券を確定申告会場までご持参ください。

【お願い】

申告会場へは公共交通機関をご利用ください。また、ハローワーク西側の臨時駐車場は利用できません。

確定申告が必要な人

次の①～③に該当する人は確定申告が必要です。

①事業所得（営業・農業など）や不動産所得などがある人

各種所得の合計金額が、所得控除額（社会保険料控除や扶養控除など）より多い人

②給与所得がある人

ほとんどの給与所得者は年末調整により所得税が精算されますので、申告する必要はありません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申告をしなければなりません。

・平成27年中の給与収入金額が2千万円を超える人

・給与が1か所のみで、給与所得や退職所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人

・給与が2か所以上で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人

・給与から所得税が天引きされておらず、計算の結果所得税が出る人

③年金収入がある人

公的年金などの収入金額の合計金額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下になる人以外で確定申告すると所得税が出る人

【確定申告すれば所得税が戻る人】

給与所得者や年金受給者などで、医療費控除や住宅ローン控除などを受けることができ、天引きされた税金が納めすぎになっている人などは還付申告ができます。

【確定申告が不要になりました】

平成23年税制改正により、公的年金などの収入金額の合計金額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申告が不要になりました。ただし、所得控除など（社会保険料控除や扶養控除など）を受ける人は市・県民税の申告が必要です（6ページ参照）。

平成26年1月から記帳、帳簿などの保存制度の対象者が拡大されています

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての人は、記帳と帳簿書類の保存が必要になりました。

この保存制度は、所得の合計金額にかかわらず、また、所得税の申告が必要ない人も対象になりますのでご注意ください。

確定申告での注意点

①国民年金保険料の支払額は、控除証明書または領収書の添付または提示が必要です。わからない場合は刈谷年金事務所（☎212110）へお問い合わせください。

②年金から天引きされる介護保険料や国民健康保険料などは、年金受給者本人以外の社会保険料として控除することはできません。

確定申告に必要な持ち物

- ①確定申告書（事前に郵送された人のみ）
- ②印鑑
- ③収入金額や必要経費の内訳、源泉徴収票など
- ④国民健康保険税や介護保険料の払込証明書または領収書、国民年金保険料の控除証明書または領収書
- ⑤生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ⑥還付を受ける際に指定する金融機関などの口座番号がわかるもの
- ⑦そのほか申告に必要なもの

復興特別所得税

平成25年分～49年分までの各年分の所得税額に2.1%の税率を掛けた額について、復興特別所得税として納付が必要です。記載漏れのないようお願いします。



住宅ローン控除を受ける人へ

家屋の新築・購入または増改築などをして平成27年中に入居し、一定の要件を満たす人は住宅ローン控除を受けることができます。持ち物などは刈谷税務署で確認してください。

ところ 刈谷税務署

税理士による無料相談

とき 2月16日（火）～3月15日（火）（土・日曜日を除く） 9時30分～12時、13時～16時（電子申告も可能）

※税理士は2月16日（火）～29日（月）は2人、3月1日（火）～15日（火）は1人です。

ところ 市役所2階会議室2

【お願い】

不動産所得や営業、農業などの事業所得を申告する人は、決算書または収支内訳書を必ず作成しておいてください。利用者識別番号、暗証番号が分かる場合はご持参ください。

【ご注意ください】

次に該当する人は、市役所での税理士による無料相談はできませんので、刈谷税務署へご相談ください。

対象にならない人

- ・株式、配当、土地、建物などの分離譲渡所得がある人
- ・消費税課税事業者

振替納付日

・平成27年分所得税および復興特別所得税（第3期分）

とき 4月20日（水）

・平成27年分消費税

とき 4月25日（月）

市・県民税の申告

とき 1月28日(木)～3月15日(火)

ところ 市内申告各会場(9ページ参照)

問合せ 税務課市民税係

申告は、ご自身で所得や控除を自己申告してもらい、それを基に職員が申告書を作成します。

市・県民税の申告が必要な人

平成28年1月1日現在に市内在住で、次の①～④に該当する人は申告が必要です。ただし、所得税の申告をする人や前年中の所得が1か所からの給与のみで年末調整が済んでいる人は、申告の必要はありません。

①給与所得がある人

・給与収入以外の所得が20万円以下の人または、給与を2か所以上の会社から受け、年末調整を受けない給与の収入の合計金額が20万円以下の人

※20万円を超える場合は、所得税の確定申告をしてください。

・パート、アルバイトの収入があり、税金上の扶養に入っていない人
・平成27年中に退職し、給与収入が30万円以下の人

・確定申告は不要だが、医療費控除などの各種控除を受ける人

確定申告が不要な年金受給者へ

②公的年金、恩給を受けた人で、所得控除など(社会保険料控除、扶養控除など)を受ける人
③営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡の所得があり、確定申告を要しない人
④昨年中に収入が全くないが、家族の税金上の扶養に入っていない人
※①～④以外でも国民健康保険・後期高齢者医療保険、証明書の発行などの関係で申告が必要になる場合があります。

公的年金などの収入金額の合計金額が40万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で確定申告が不要な人も、①～③に該当する人は市・県民税の申告が必要です。

市・県民税の申告での注意点

①国民年金保険料の支払額は、控除証明書または領収書の添付が必要です。わからない場合は刈谷年金事務所(☎2110)へお問い合わせください。

②年金から天引きされる介護保険料や国民健康保険料などは、年金受給者本人以外の社会保険料として控除することはできません。

③会場は大変混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

市・県民税の申告に必要な持ち物

①申告書(事前に郵送された人のみ)
②印鑑
③源泉徴収票など収入金額がわかるもの
④国民健康保険税や介護保険料の払込証明書または領収書、国民年金保険料の控除証明書または領収書

※年金から天引きされている社会保険料は記載されていますので、公的年金などの源泉徴収票をお持ちください。

⑤生命保険料や地震保険料の控除証明書

⑥障害者控除を受ける人は、障害者手帳、福祉事務所長などが認めた「障害者控除対象者認定書」

※対象者認定書については、高齢介護課で発行します。

⑦そのほか申告に必要なもの

市内申告会場での申告の流れ

①受付

申告の内容とお手持ちの資料を確認します。資料がそろっていないと受け付けできない場合があります。

②所得控除などの記入

受付で所得控除などを記入する用紙を渡しますので、待ち時間でご記入ください。

③医療費控除

医療費控除を申告する人は、領収書を封筒に入れて封かんしていただきます。領収書は返却します。

④申告書作成

お手持ちの資料と所得控除などの記入用紙を基に職員が面談し、申告書を作成します。

⑤押印

職員が作成した申告書の内容を確認して、正しければ押印をお願いします。



申告書もパソコンで！

イー・タックス

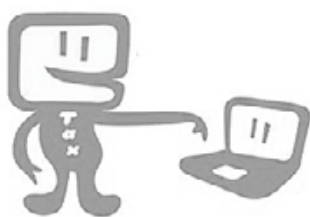
e-Taxをご利用ください

自宅で申告書を作成 電子申告も便利です

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、24時間いつでも確定申告書や収支内訳書などが作成できます。

さらに、電子申告・納税システム（e-Tax）を利用すると、「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などを紙に打ち出さずに、データ送信で申告できます。

問合せ 刈谷税務署 ☎(21)6211



e-Taxのメリット

●自宅で申告できます

自宅で申告でき、税務署に行く必要がありません。

●好きな時間に申告できます

申告期間中は24時間提出が可能です。

※メンテナンス時間を除きます。

●還付がスピーディーです

e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理します。

●添付書類の提出が省略できます

確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容（病院などの名称・支払金額など）を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます。

※法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。

事前準備

e-Taxの利用に際しては、住民基本台帳カードに格納された電子証明書の取得や、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

※電子証明書は、その有効期間内であれば継続して使用することができます。

国税庁ホームページでは、利用開始の手続や利用可能時間、パソコンの推奨環境、操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

【国税庁ホームページ】

<http://www.nta.go.jp>

【e-Taxホームページ】

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

申告をしないとさまざまな不利益があります
忘れずに申告してください

申告が必要な人が申告をしなかった場合、延滞金が発生したり、一度に納める税額が増えたりすることもあります。

また、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・各種手当・保育料などは、申告した所得などを基に計算しているため、無収入であっても申告をしないと、国民健康保険では軽減・減免制度が受けられない場合があります。

このほかにも、申告をしないと、保険料や保育料が正しく計算されなかったり、各種手当が制限される場合がありますので、忘れずに申告をしてください。

市・県民税の申告は、用紙をお持ちでなくても税務課窓口ですることができます（ただし、9ページ記載の市・県民税の申告相談日程の表にある市内申告会場開設日および市役所申告会場開設日は税務課窓口では申告できませんので、それぞれの申告会場で申告してください）。

「申告を忘れていたかな」と思われる場合は、税務課市民税係までお問い合わせください。

医療費控除について

平成27年中に支払った医療費が10万円（所得の合計金額が200万円までの人はその5％）以上ある場合は、最高200万円まで医療費控除が受けられます。医療費の明細書を順番に記載すれば簡単に医療費控除の計算ができます。

ご注意ください

医療費控除は、医療費の領収書のみでは受けることはできません。医療費の明細書を作成し、給与・年金の源泉徴収票など5ページ記載の確定申告に必要な持ち物を持参してください。

医療費控除の計算式

（平成27年中に支払った医療費－補てん金）－（10万円※）＝ 医療費控除額（最高200万円）
※所得の合計金額が200万円までの人はその5％です。

医療費の明細書の書き方

（例）碧南太郎さんが自分と妻の医療費を支払った場合

①医療を受けた人ごとに記載します。太郎さんがほかにも病院や薬局への支払いがある場合は続けて記載します。



※医療費の明細書は税務課にあります。また、自分でパソコンなどで作成したものでも結構です。自分で作成した場合は、明細を同封し「医療費明細在中」と封筒に記載してください。

②自分以外の医療費でも生計が同じ家族の分を支払った場合は、医療費控除の対象になります。太郎さんの記載後に続けて妻の分を記入します。

●医療費控除の領収書を返却します

今年度から市内申告会場で申告書を作成した場合、医療費控除で使用した領収書は返却します。返却した領収書はご自身で5年間保存してください。

－医療費控除Q & A－

Q初めて医療費控除の申告をします。注意することはありますか。

A自宅で医療費の明細書を作成してから会場へ来てください。また、領収書も同封してお持ちください。作成していない場合は、申告を受け付けできませんので、ご了承ください。

Qどのようなものが控除の対象になりますか。

A医師から治療のために処方される薬品代や診療代です。また、治療のために個人的に薬局で購入した薬も対象となります。ただし、インフルエンザの予防接種や眼科のコンタクトレンズ代、ビタミン剤などは対象になりません。

医療費控除の申告と高額療養費の申請

確定申告や市・県民税の申告で医療費控除を申告する人で高額療養費に該当する場合は、実際に支払った医療費の合計金額から高額療養費を差し引いて申告してください。

問合せ 国保年金課国保係

市・県民税の申告相談日程

受付時間 9時～12時、13時～16時

- 市内申告会場でも、給与および年金所得のみの確定申告書Aの受け付けをします。ただし、確定申告で住宅ローン控除の適用を受ける人は受け付けできませんので、刈谷税務署で申告してください。
- 営業や農業などの事業所得、不動産所得、株式や土地の譲渡所得、分離の配当所得などの確定申告書Bは受け付けできませんので、刈谷税務署で申告してください。
- 指定日時に都合が悪い人は、指定地区以外の会場・時間でも申告相談できます。
- 申告相談会場は大変混雑します。時間の都合で受け付けできない場合があります。
- 税理士による無料相談は株式、配当、土地、建物などの分離譲渡所得がある人は受け付けできません。
- この期間中、税務課窓口での申告相談はできません。
- 申告書が届いていなくても申告できます。

とき	ところ	受付時間・対象地区		※
		9時～12時	13時～16時	
1月28日(木)	鷺塚公民館	鷺林町、旭町、平和町、野銭町	笹山町、荒子町、照光町	—
29日(金)		神有町、池下町、縄手町	鷺塚町、新道町、二本木町	—
2月1日(月)	新川公民館	相生町、山下町	東山町、鶴見町、田尻町	—
2日(火)		金山町、久谷町、丸山町	西山町、松江町、六軒町	—
4日(木)	農業者コミュニティセンター	半崎町、油漕町、荒居町、大久手町、大坪町、奥沢町	湖西町、坂口町、井口町、長田町、屋敷町、用久町、鳥追町、平山町、古川町	—
5日(金)		三度山町、雁道町、北町、清水町、白沢町、白砂町、竹原町、桃山町	札木町、上町、神田町、立山町、洲先町、吹上町	—
9日(火)	南部市民プラザ	岬町、浜田町、築山町、舟江町、江口町、潮見町	宮町、前浜町、錦町、雨池町、中江町	—
10日(水)		塩浜町、権現町、川口町、伊勢町、港本町	入船町、西浜町、若松町、権田町、川端町	—
16日(火)	市役所2階 会議室4・5	三間町、三角町、矢縄町	大堤町	2人
17日(水)		石橋町、本郷町	千福町、末広町	2人
18日(木)		籠田町、天神町	志貴崎町、作塚町	2人
19日(金)		平七町、栗山町	緑町、汐田町	2人
22日(月)		尾城町、伏見町	善明町、浜尾町	2人
23日(火)		源氏神明町、中松町	音羽町、棚尾本町	2人
24日(水)		大浜上町	栄町	2人
25日(木)		浅間町、三宅町	宮後町、住吉町	2人
26日(金)		植出町、沢渡町	中後町、志貴町	2人
29日(月)		霞浦町	若宮町	2人
3月1日(火)		中町、踏分町	弥生町、松本町	1人
2日(水)		道場山町	幸町	1人
3日(木)		地区指定に都合が悪い人		1人
4日(金)		鴻島町	中山町	1人
7日(月)		日進町	山神町	1人
8日(火)		下洲町、流作町	浜寺町	1人
9日(水)		堀方町、野田町	東浦町、源氏町	1人
10日(木)		向陽町、羽根町	福清水町、新川町	1人
11日(金)		天王町	城山町、春日町	1人
14日(月)		地区指定に都合が悪い人		1人
15日(火)				

※税理士による無料相談開設日の税理士人数です。

ふるさと納税に係る 寄附金控除の 申告漏れにご注意ください

問合せ 税務課市民税係

平成27年4月1日以降にふるさと納税をし、ワンストップ特例の適用を申請している人で、次のいずれかに該当する場合は、ワンストップ特例の申請の有無に関わらず、すべてのふるさと納税に係る寄附金を含めて申告する必要があります。

●平成27年分の医療費控除などの申告をする人

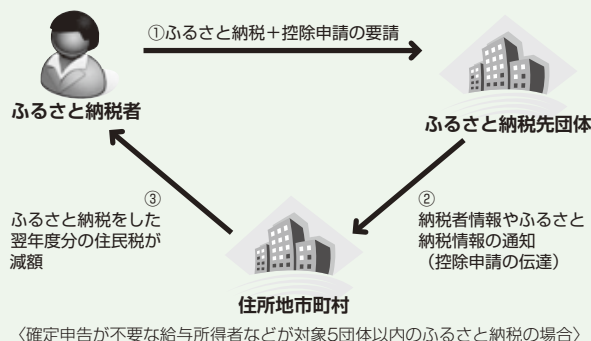
医療費控除などの適用を受けるため、申告をする場合は、ワンストップ特例の適用を申請したふるさと納税に係る寄附金についても、医療費控除などと併せて申告をする必要があります。

●ふるさと納税先が6団体以上ある人

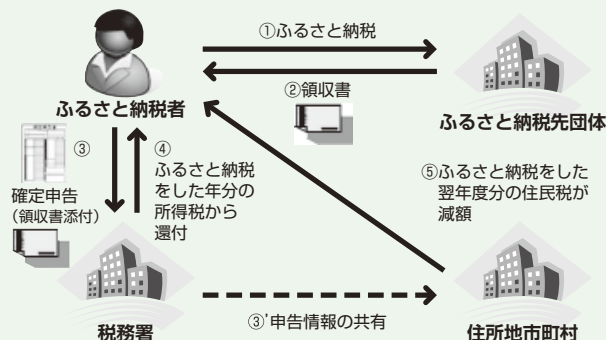
ふるさと納税のワンストップ特例とは

27年4月1日以降に都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）を行った場合、申告が不要な給与所得者について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先に申請することにより、申告をしなくても寄附金税額控除を受けることができます。

ワンストップ特例が適用される場合



確定申告を行う場合



高齢介護課からのお知らせ 申告のときはお忘れなく

要介護認定を 受けた人は申告で 障害者控除を 受けられる場合が あります

障害者控除・特別障害者控除は、障害者手帳を持っている場合のほか、要介護認定を受けている65歳以上の人で、これらの人と同程度の障害があるものとして福祉事務所長が認めた人も対象になります。

税の控除を受けるためには、障害者控除対象者認定書を添付して申告をする必要があります。該当すると思われる人はご相談ください。

申請には印鑑および身分の確認ができるものが必須です。

問合せ 高齢介護課高齢係

介護用のおむつ代が 医療費控除の対象に なる場合があります

傷病によりおおむね6か月以上ねたきりで医師の治療を受けている場合、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は、医療費控除の対象になります。この場合、医師が発行した「おむつ使用証明書」などが必要となります。

なお、おむつ代にかかる医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けている人は、「おむつ使用証明書」の代わりに市が発行する「おむつに関する主治医意見書記載事項確認書」で医療費控除が申請できる場合がありますのでご相談ください。おむつ使用証明書の用紙は高齢介護課にあります。

申請には印鑑および身分の確認ができるものが必須です。

問合せ 高齢介護課介護係